主 文

本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人中島通子、同藍谷邦雄、同吉田健の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足りる。右事実関係の下においては、上告人Aに対し被上告人の東京第一営業所医薬第四課から名古屋営業所医薬第二課への転勤を命ずる本件転勤命令が、業なの必要性に基づくものであって、不当な動機、目的をもってされたものではなる経済的、社会的、精神的不利益が社会通念上甘受すべき程度を表して、本件転勤命令は違法なものということはできないなどとして、本件転勤命令は違法ないとした原審のよって、これをもって債務不履行又は不法行為に当たるとはいえないとした原審のは、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右判断は、正当として是認することができない。別にすることができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 北川弘治

裁判官 河合伸一

裁判官 福田博

裁判官 亀山継夫

裁判官 梶谷玄